

浜長保険センター安全だより(11月)

令和3年11月29日

浜長保険センター 第60号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



兵庫県最高峰 但馬の氷ノ山(標高1,510メートル)では、11月4日初冠雪、街路樹は葉が散り、朝夕、めっきり冷え込んで来ました。コロナ感染者数もかなり下火になり、人の動きも活発になってきました。この時期、体調を崩さず、一層のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。



今年の近畿地方は、例年より降雪量が多くなると予測されています。冬期には、雪が降らない地域でも、路面の凍結に要注意です。一般的に外気温が5度以下になると発生すると言われています。路面凍結は、3度以下とされており、「気温=地面の温度」ではなく、その差は、約3~5度、天気予報で発表されている気温は地上から約150cmの気温、路面はそれよりも気温が低い、つまり気温2~3度と発表された路面は、凍結している可能性があります。



路面凍結注意!



問 路面凍結道路での運転の仕方、対策はどうすればよいか?

答 発進時、AT車の場合、クリーブ現象(ブレーキから足を離すと動き始める現象)を利用して、ゆっくり発進する。加速や減速をゆるやかにして、普段よりも長く車間距離を保つ。停止する際、エンジンプレーキを使い、徐々に速度を落とす。ハンドルやアクセル操作を同時にするとスピンを起こしやすくなります。急な操作がスリップの要因となります。

問 雪道や路面凍結路をノーマルタイヤで走行してもよいか??

答 スリップしやすく危険であるし、道路交通法第71条第6号(公安委員会遵守事項)に違反します。兵庫県道路交通法施行細則第9条(運転者の遵守事項)3号には、「積雪又は凍結している道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、スノータイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る)を全車輪に装着する。又はタイヤチェーンを取り付けるなど効果的な滑り止めの措置を講ずること」と定められています。

問 これに違反すると反則金や点数があるのか?

答 反則金は、普通車6千円、二輪車6千円、原付5千円、点数は、ありません。

問 路面凍結に関して、理解しておくべきことはあるか?

答 路面凍結は、路面上の水分が気温の低下により、氷状態になることで「アイスバーン」とも言います。アイスバーンは、三つの種類に分けられます。

1 圧雪アイスバーン 2 ミラーバーン(交差点付近で形成) 3 ブラックアイスバーン

この中で、特に注意をしなければならないのは、ブラックアイスバーンです。路面の水が凍結して薄い氷の膜ができた状態であり、気が付きにくいのが難点です。トンネルの出入口、交差点、橋の上、陽の当たらない場所など要注意です。

結論 スタッドレスタイヤ(冬用タイヤ)やタイヤチェーンを装着していても万全ではありません。「急ブレーキ」「急発進」「急ハンドル操作」など「急」な運転は、スリップの原因になり危険です。三つの急は禁止です。

